

世田谷区告示第547号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年7月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年7月24日

世田谷区長 保 坂 展 人

1 認定番号

40-1

2 変更の区間

世田谷区上祖師谷二丁目635番16の内から635番7の内まで

3 変更の区域

延 長 6.39メートル

幅 員 0.02メートルから0.12メートルまで

面 積 0.36平方メートル

4 供用開始の期日

令和8年7月24日

案内図



特別区道路線の区域編入部分（供用開始）

街区

上祖師谷二丁目 3 3 番

